Rotary 第2820地区
Tsuchiura South Rotary Club Weekly Report 編集 土浦南RC会報委員会

土浦南ロータリークラブ 週報

桂離宮松琴亭

会長 海老原一郎　幹事 杉田一男
■ 例 会 場　ホテルマロウド筑波 TEL.029-822-3000
■ 例会日時　火曜日　12:30～13:30
■ 事 務 局　土浦市真鍋1-2-6 金塚ビル3F TEL 029-823-4524 FAX 029-869-9006
■ ホームページ　http://tsuchiura-src.jp
■ Eメール　t_minami@lapis.plala.or.jp

2020～2021年度
国際ロータリーテーマ

ロータリーは機会の扉を開く

地区 HP　地区行事予定

2021 年 4 月 20 日　20 号
2021 年 4 月 13 日　第 1 例会報告

1．点　　鐘　海老原会長
2．国歌斉唱（音楽のみ）
3．ロータリーソング斉唱（音楽のみ）
4．来賓紹介　海老原会長
5．会長挨拶　海老原会長
6．幹事報告　杉 田 幹 事
7．米山功労者表彰　海老原会長
8．委嘱状授与　海老原会長
9．お誕生日の会員及びご夫人の紹介　親睦活動委員会
10．委員会報告
11．ニコニコボックス発表　説田副ＳＡＡ
12．来賓卓話　土浦市消防本部消防長　鈴木和徳様
13．出席状況報告　出席委員会
14．点　　鐘　海老原会長

（司会進行：片岡哲ＳＡＡ）

本日のプログラム
土浦商工会議所青年部 会長 宇田川仁英様の卓話でございます。

次週のプログラム
４月 27 日(火)の例会は，衆議院議員 国光あやの様をお迎えします。

出席状況

会員数	出席数	出席免除	出席率	全員出席卓	3名以上欠席卓	メークアップ	出席訂正率
名	名	名	%	卓	卓	名	%
84	66	5	81.48	2・4・5・8	10	5	87.65

【会長挨拶】

海老原　一　郎　会長

４月会長の挨拶をさせて頂きます。この時期は，出会いと別れの季節と言われています。皆さんの職場でも，採用や移動，退職などで，そのようなことが，あった方もおられると思います。コロナ禍のなか，皆さんもそうでしょうが，当然歓送迎会は自粛となって，非常に寂しい年となっています。このまま，マスク生活が続くとなると，全部の顔が分からないまま，繋がりが終わってしまう人も出てくるのかなと思うこの頃です。

先週末，久しぶりに，二日続けてロータリーの会議に出席しました。まず，先週土曜日 10 日はつくば山水亭で，米山記念奨学生のオリエンテーションがありました。インドネシアからの留学生で，名前が長く，ファイルズ・アルフィラ・サイタ・サルサビラさん，筑波大学大学院１年生の女性で，専攻は世界遺産学です。ファイルズと呼んで下さいとの事でした。奨学期間は，今年の４月から２年間です。２年目も，土浦南クラブで引き受けるかは，まだ決まっていないと井田充夫米山総括委員長から，説明がありました。私が，ファイルズさんのカウンセラーを務めますので，皆さんのご協力を宜しくお願い致します。

次に，日曜日 11 日は，ロータリー賞の説明会に，事務局で杉田幹事と ZOOM 会議に出席致しました。今年度の大髙司郎クラブ奉仕総括委員長から，説明を受けました。今年度当初に設定した 25 の目標の内，コロナ禍ということもあり，設定を少し下げてある中，少なくとも 13 の目標を達成すれば，ロータリー賞を受賞できるとの事でした。ロータリー賞の中でも，ランクがあり，昨年度清野年度が受賞した，プラチナを今年度も目指して，残りの期間頑張っていきたいと思います。

土浦市の，３月定例市議会が終わり，コロナワクチンの接種も含む予算案について，全て採択されました。接種日程ですが，今週の 14 日当たりに，正式に決まりますので，現段階での情報ということでお聞きください。まず，４月 23 日に 65 歳以上の高齢者，昭和 31 年生まれの方も対象ですが，ワクチン接種券が発送されます。これは，決定事項です。そこには，接種会場についての文書が同封されます。個別接種会場は各医療機関，集団接種会場は，平日はイオンモール土浦，土日祝日は下高津にある土浦保険センターとなります。次に，ワクチンの配分が決まっておりませんので，日程はお示しできませんが，まず，高齢者施設に入所されている方の接種を始め，その後，一般の高齢者の接種の予約が始まり，接種が実施されます。ワクチンの接種により，感染者がかなり減ることを，期待するものです。

本日は，土浦市鈴木和徳消防長，並びに土浦市消防団大山直樹本部員に出席頂きました。鈴木消防長には，卓話を頂きます。宜しくお願いして，会長の挨拶とさせて頂きます。

【米山功労者表彰】

第 10 回　海田恭敬会員

【委嘱状授与】

○ 2020-21 年度地区大会 登録委員に，楠 英夫会員が任命されました。

【委員会報告】

雑誌委員会

井　坂　公　一　委員長

「ロータリーの友 4 月号」の見どころを作成して皆様のレターボックスに入れてあります。是非ご覧になって下さい。

ゴルフ同好会

米　山　忠　康　同好会幹事

4 月 21 日（水）親睦ゴルフコンペを予定しています。まだ参加者を募集していますのでご検討を宜しくお願い致します。

また，組み合わせを次回例会時にご案内します。合わせて宜しくお願い致します。

【来賓卓話】

土浦市消防本部　消防長　鈴　木　和　徳　様

皆様，こんにちは。土浦南ロータリークラブの皆様におかれましては日頃より土浦市の消防行政にご支援ご協力を賜り，この場をお借りして御礼申し上げます。本日は卓話の機会を設けて頂いたということで，スライドを基に消防の広域応援体制についてお話させて頂きます。宜しくお願い致します。

土浦市消防本部へ防災活動協力金授与

消防の広域応援体制

緊急消防援助隊
FIRE RESCUE EMS

土浦市消防本部　鈴木和徳

土浦市の消防体制（令和3年4月1日現在）

（1）消防本部1　消防署4（土浦、荒川沖、神立、新治）分署1

（2）消防職員185人　消防団員513人

（3）車両
ポンプ車9台（水槽付きポンプ車5台　ポンプ車4台）
特殊車両4台（はしご車1台　救助工作車1台　化学車1台　指揮車1台）
救急車6台　小型救助艇1艇等

（4）災害出場件数（令和2年中）
火災40件　救急6640件　救助113件

全国の消防体制（令和2年4月1日現在）

常備消防
消防本部　726　消防署　1，719　出張所　3，106
消防職員数　166，628（うち女性職員数5，587）

非常備消防
消防団　2，199　分団　22，309
消防団員数　818，478（うち女性消防団員数27，200）

主な消防車両等の保有数

区　分	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	7，769	13，989	21，758
梯子自動車	1，132	0	1，132
化学消防車	946	4	950
救急自動車	6，443	0	6，443
指揮車	1，759	892	2，651
救助工作車	1，243	0	1，243
その他の消防自動車	9，489	2，118	11，607
消防艇	39	9	48

消防防災ヘリの配備状況

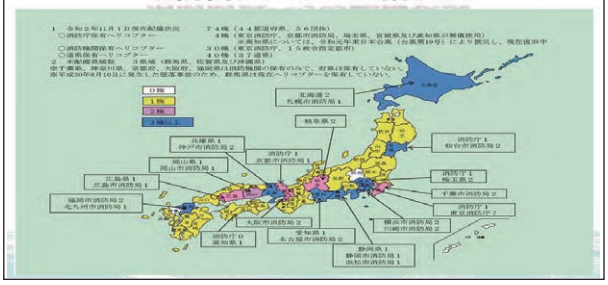

消防に関連する国・地方の行政組織

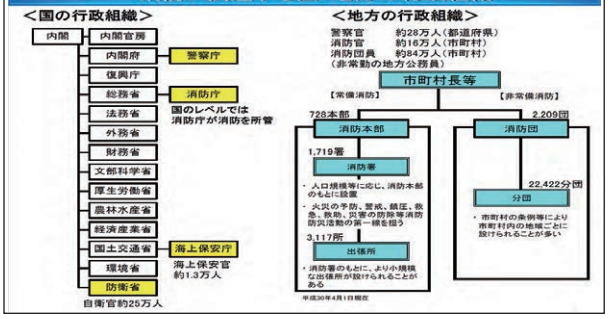

広域応援にかかる法体系（消防組織法）

1（第6条）市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

2（第39条）市町村の消防の相互応援
隣接消防応援協定締結　つくば市、石岡市、かすみがうら市、稲敷広域
茨城県広域消防相互応援協定

3（第43条）非常事態における都道府県知事の指示
茨城県消防広域応援隊

4（第44条）非常事態における消防庁長官等の措置要求等
緊急消防援助隊

広域消防応援における国・都道府県・市町村の関係

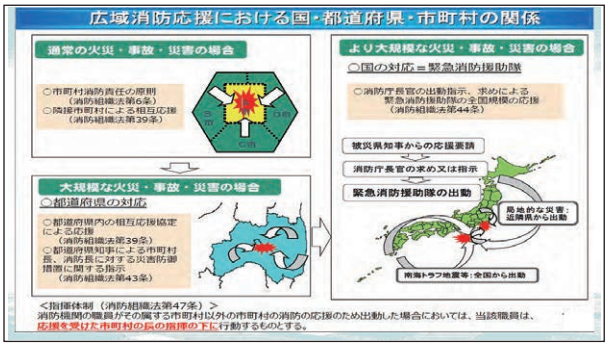

通常の火災・事故・災害の場合

○市町村消防責任の原則
（消防組織法第6条）
○隣接市町村による相互応援
（消防組織法第39条）

大規模な火災・事故・災害の場合

○都道府県の対応

○都道府県内の相互応援協定による応援
（消防組織法第39条）
○都道府県知事による市町村長、消防長に対する災害防御措置に関する指示
（消防組織法第43条）

より大規模な火災・事故・災害の場合

○国の対応＝緊急消防援助隊

○消防庁長官の出動指示、求めによる
緊急消防援助隊の全国規模の応援
（消防組織法第44条）

被災県知事からの応援要請
↓
消防庁長官の求め又は指示
↓
緊急消防援助隊の出動

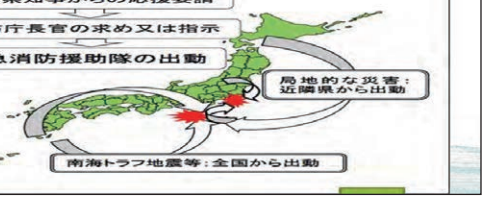

緊急消防援助隊の概要

目 的

■地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

創設の経緯等

■阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
■平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。
■平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化

概 要

■総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
■大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
■平成31年4月1日現在、下記の13小隊等で編成され、6，258隊が登録。

【登録隊数の概要】（注：重複を含むため合計は一致しない。）

指揮支援隊	60隊	救助小隊	504隊	水上小隊	21隊
統合機動部隊指揮隊	56隊	救急小隊	1，424隊	特殊災害小隊	336隊
ｴﾈﾙｷｰ・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12隊	後方支援小隊	895隊	特殊装備小隊	474隊
都道府県大隊指揮隊	149隊	通信支援小隊	42隊		
消火小隊	2，372隊	航空隊	75隊		

緊急消防援助隊の基本的な部隊編成

緊急消防援助隊登録部隊の推移

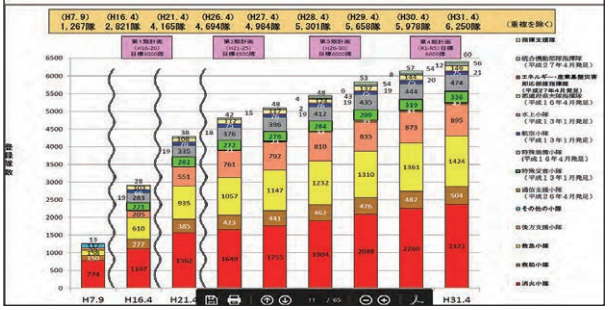

茨城県・土浦市の緊急消防援助隊登録数

茨城県　184隊　722人
　消火小隊63隊　救助小隊14隊　救急小隊48隊
　NBC災害対応隊1隊　土砂風水害対応隊1隊
　後方支援隊28隊　統合機動部隊指揮隊3隊等

土浦市　8隊　28人
　消火小隊　2隊　救助小隊1隊　救急小隊2隊
　後方支援隊2隊　特殊装備小隊1隊

登録隊数の目標設定

○ 地元消防力の維持も考慮しつつ、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた消防・救助・救急体制を確保するため、**全体の登録目標隊数を6,000隊からおおむね6,600隊に増強**する。
○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金及び無償使用制度を活用し、必要な車両を整備

		隊数（2018.4）	隊数（2019.4）	目標隊数	変更
都道府県隊等	統括指揮支援隊、指揮支援隊	57	60	50	
	指揮隊	144	149	160	
	消火小隊	2,260	2372	2500	＋130
	救助小隊	487	504	540	＋40
	救急小隊	1,361	1424	1500	＋80
	後方支援小隊	819	840	890	＋50
	通信支援小隊	41	42	50	
	特殊災害小隊	340	357	360	
	特殊装備小隊	443	474	510	＋40
	水上小隊	20	21	20	
	（創設）航空指揮支援隊	0	0	60	＋60
	航空小隊	75	75	80	
	（創設）航空後方支援小隊	34	35	60	＋40
	合計（重複除く）	5978	6258	6600	＋340
特別部隊	ｴﾈﾙｷｰ・産業基盤災害即応部隊	12	12	10	
	（創設）NBC災害即応部隊	0	0	50	＋50
	（創設）土砂・風水害機動支援部隊	0	0	50	＋50
	統合機動部隊	47	47	50	

主な増隊の内訳

消火、救助(津波大規模風水害対策車を除く)、救急の主要3小隊
⇒210隊程度

水害に対応した特殊車両
（重機、津波大規模風水害対策車等）
⇒50隊程度

後方支援小隊その他車両
⇒80隊程度

※特別部隊を構成する隊は一般部隊の構成小隊と重複

エネルギー・産業基盤災害即応部隊の運用

任務

石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。

部隊編成（全国に12部隊）

エネルギー・産業基盤災害即応部隊長
部隊指揮隊
必ず編成
特殊災害中隊
消火中隊
地域の実情に応じて編成
特殊装備小隊
水上小隊
後方支援小隊
通信支援小隊

① 部隊の中核となる大型放水砲車と大容量送水ポンプ車は、遠距離（1km）の大容量送水及び放水（Max8000ℓ/min)が可能
加えて、大型化学車・大型高所放水車・泡原液搬送車（３点セット）から構成
② 都道府県大隊の出動を伴わずに単独で出動することや都道府県大隊を構成する小隊として出動した後に別命を受け、部隊を編成し、別の被災地で活動することも可能

ドラゴンハイパー・コマンドユニットの中核車両である大型放水砲車（左）と大容量送水ポンプ車（右）

ブロック名	緊援隊長名	配備年度
北海道・東北ブロック	北海道（苫小牧市）	H29
	新潟県（上越地域）	H30
関東ブロック	千葉県（市原市）	H26
	神奈川県（横浜市）	H29
	静岡県（静岡市）	H27
中部ブロック	愛知県（名古屋市）	H30
	三重県（四日市市）	H26
近畿ブロック	大阪府（堺市）	H30
	兵庫県（神戸市）	H27
中国・四国ブロック	岡山県（倉敷市）	H28
九州ブロック	福岡県（福岡市）	H30
	鹿児島県（鹿児島市）	H28

土砂・風水害機動支援部隊の創設

多発する大規模な土砂・風水害

土砂・風水害現場での救助活動に活用する特殊車両・資機材を計画的に配備し、被災地に機動的に投入できる体制の整備が重要

土砂・風水害機動支援部隊の基本的な編成

水陸両用車、重機など、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両等により編成

部隊指揮隊（指揮車）
救助小隊（津波・大規模風水害対策車）
救助小隊（救助工作車）
特殊装備小隊（重機及び重機搬送車）
後方支援小隊（支援車）
後方支援小隊（燃料補給車）
特殊装備小隊（全地形対応車（型・型及び型）搬送車）に配備がある場合のみ
その他必要な車両（高機能救命ボート含む）
必要に応じて配備

各都道府県に１部隊
計47部隊の配備を計画

・必要な特殊車両は無償使用制度により計画的に整備
・被災地では他の都道府県大隊等と連携して活動する

NBC災害即応部隊の創設

テロ災害の脅威

国際的イベントが控える中、テロ災害への対処が必要
NBCテロ災害では、自らを防護しつつ、救助・除染・搬送を迅速に行うことが不可欠
特殊な装備を有した部隊を設け、テロ発生時に被災地へ迅速に投入する体制の整備が重要

NBC災害即応部隊の基本的な編成

NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成
（既に都道府県大隊に登録されている隊を再編）

指揮隊（指揮車）
特殊災害小隊（検知器等搭載車）
特殊災害小隊（除染テント等搭載車）
その他の小隊（水槽車等）

全国の大規模消防本部に配置
計54部隊の配備を計画

NBC災害時の運用計画に基づき、消防庁長官から直接、市長等に出動を指示し、30分以内に迅速出動

緊急消防援助隊の出動スキーム

（ ）の条項は全て消防組織法

災害の発生した市町村の属する
都道府県知事
被災市町村の消防の応援等の要請（第44条第1・4・5項）

緊急消防援助隊の出動

緊急の場合の市町村長への応援出動等の指揮の求め（第44条第4項）（※）

大規模・特殊災害時の出動の指示（第44条第5項）（※）

消防庁長官

都道府県知事の要請を受けた又は緊急の場合の応援要請を待たない消防庁長官による消防の応援等の措置の求め（第44条第1・2項）

大規模・特殊災害時の出動の指示（第44条第5項）（※）

市町村長

消防庁長官の求めに応じた応援出動等の指示（第44条第5項）

消防庁長官の指示に基づく出動の指示（第44条第6項）

他の都道府県知事

（※）都道府県知事の要請を受けた場合（第44条第1項）と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待ついとまがない場合（第44条第2項）がある。

基本的な出動計画

1　第一次出動都道府県大隊
　大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第1次的に応援出動する大隊。（都道府県ごとに隣接4都道府県を指定している）
例：茨城県が被災した場合は、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県

2　出動準備都道府県大隊
　第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害や特殊災害が発生したときの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊。
（都道府県ごとに近隣の12都道府県を指定している）

南海トラフ地震、首都直下地震に関するアクションプラン

著しい地震災害が予想され、基本的な出動計画による出動隊のみでは消防力が不足すると考えられることから、アクションプランを定め、全国規模での緊急消防援助隊が出動することになっている。

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン適用基準

発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合。

（1）　発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・中国地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
（2）　発生した地震がマグニチュード8．0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

想定する最大の被害

大きく被災するケース	死者数	津波高
東海地方	約231，000人	31m（静岡県）
近畿地方	約179，000人	24m（徳島県）
四国地方	約145，000人	34m（高知県）
九州地方	約144，000人	34m（高知県）

中央防災会議防災対策推進会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ地震被害想定のうち、「東海地方」、「近畿地方」、「四国地方」、「九州地方」がそれぞれ大きく被災する4ケース（各ケースともに最大の被害【地震動：陸側、時間帯：冬深夜、風速8m/s、津波への早期避難率：津波避難意識アンケートに基づく】）を想定

「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

アクションプランの位置づけ

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画第4章4において、南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、第一次出動都道府県大隊※1及び出動準備都道府県大隊※2だけでは、消防力が不足すると考えられることから、消防庁長官が別に当該地震ごとにアクションプラン（以下「AP」という。）を定めることとしている。全国から広く応援が必要となる当該災害ごとにAPを定めることにより、被災地において緊急消防援助隊が迅速・的確に活動することが期待できる。
なお、南海トラフ地震における緊急消防援助隊AP（以下「南海トラフAP」という。）は「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものとなっている。
※1　第一次出動都道府県大隊：原則として、第一次的に応援出動する都道府県大隊。都道府県ごとに隣接4都道府県を指定している。
※2　出動準備都道府県大隊　：大規模災害等が発生した場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊。
都道府県ごとに近隣の12都道府県（第一次出動都道府県を除く。）を指定している。

南海トラフAP（改定前）の特徴

① 重点受援県※3以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入
② 被害が想定されない都道府県の一部の部隊に出動指示を行うなど、初動時の迅速性を確保
③ 迅速に応援先を決定するため、4パターンの応援編成計画を作成
④ 具体的な応援先が決まるまでの進出目標として「広域進出拠点」を設定し、迅速かつ柔軟に出動

過去の改定

○ 平成28年3月29日　策定
○ 平成29年3月29日　改定
＜前回の主な改定内容＞
被害が想定されない都道府県を「即時応援都道府県※3」と定

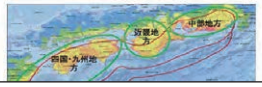

【図1　想定震源断層域】

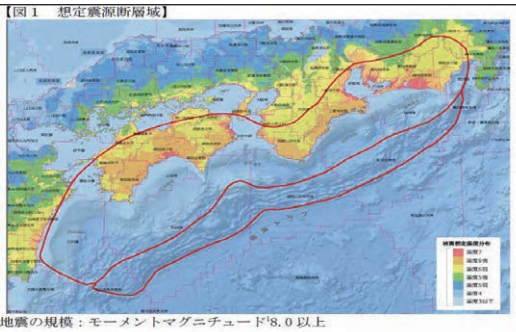

(2)　地震の規模：モーメントマグニチュード8.0以上

重点受援県等の定義

● 重点受援県（10県）
具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において**主として応援を受ける**都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。

● 被害確認後応援都道府県（19都府県）
重点受援県を除く都道府県のうち、南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県をいう。具体計画上、南海トラフ巨大地震※では被害が想定されている地域である。

● 即時応援都道府県（18道県）
重点受援県を除く都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。具体計画上、南海トラフ巨大地震※では被害が想定されない地域である。

※ 南海トラフ巨大地震とは、南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府主催）で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。

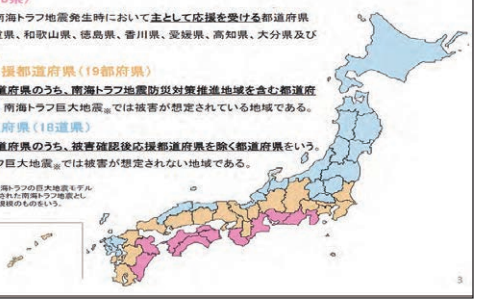

3

改定の背景

南海トラフAP（改定前）の想定

○ 東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊
○ 地震の規模（M9.1）
○ 重点受援県10県の全てに大きな被害
○ 重点受援県全てに緊急消防援助隊が出動

消防庁図上訓練や被害推計結果を踏まえた改定

①令和元年度の消防庁図上訓練結果、②地震防災情報システムの被害推計結果の活用などを踏まえ、一部部隊の応援先を柔軟に指定できるよう改定

新たな想定を踏まえた改定

想定震源域の全体が破壊（全割れ）されるM9クラスの地震だけでなく、一部の領域で割れ残り（半割れ）が生じることが想定されるM8クラスの地震への対応について取決めが必要

（ポイント1）　半割れの場合、重点受援県の被害に偏りが出る。
（ポイント2）　後発地震はいつ発生するか不明
直近2回の南海トラフ地震では、東側でM8クラスの地震が起きた後、約32時間又はおよそ間隔って西側でM8クラスの地震が発生
1900年以降、世界でM8以上の地震発生後、隣接領域でM8以上の後発地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度（7事例／103事例）

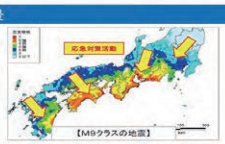

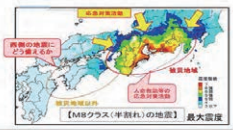

【参考】
・令和元年5月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）」が改定され、想定震源域のプレート境界でM8クラスの地震が発生した場合等における国や地方公共団体等の後発地震に備えた防災対応が新たに定められた。
・推進基本計画の改定に伴い、令和2年5月29日、中央防災会議幹事会において、国や地方公共団体等が行うべき応援に関する事項を定めた具体計画が改定された。

4

【主な改定内容1】被害状況（被害推計）等を踏まえた応援部隊の柔軟な配置①

改定上のポイント

○ 改定前の応援編成計画ではM9クラスを想定し、重点受援県10県の全てに緊急消防援助隊を派遣することとしていた。
→ M8クラス（半割れ）の地震では、重点受援県の中でも応援の必要がない県が発生する可能性が高い。
○ 重点受援県以外の都道府県にも応援が必要な可能性がある。

どちらにも対応できる柔軟な計画へ

【M9クラスの地震（中部地方が大きく被災）の被害割合（赤字の数）】

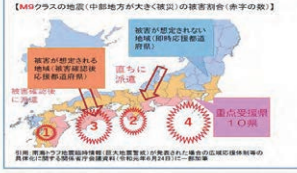

【M8クラスの地震（中部地方が大きく被災）の被害割合（赤字の数）】

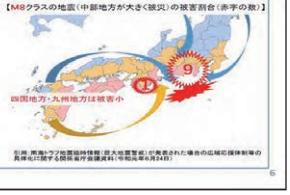

別表：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の広域応援体制等の具体化に関する関係省庁会議資料（令和元年6月28日）に一部加筆

6

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン適用基準

1　東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用する。

2　上記1のほか、被害想定と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用する。

想定する最大の被害

冬夕、風速8m/S

（全壊・焼失棟数）

揺　れ	液状化	急傾斜地崩壊	火　災	合　計
約175，000	約22，000	約1，100	約412，000	約610，000

（死者数）

建物倒壊等	急傾斜地崩壊	火　災	ブロック塀・自動販売機の転倒・屋外落下物	合　計
約8，400	約600	約16，000	約500	約23，000

「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

アクションプランの位置づけ

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画第4章4において、南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、第一次出動都道府県大隊※1及び出動準備都道府県大隊※2だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプラン（以下「AP」という。）を定めることとしている。全国から広く応援が必要となる当該災害ごとにAPを定めることにより、被災地において緊急消防援助隊が迅速・的確に活動することが期待できる。

なお、首都直下地震における緊急消防援助隊AP（以下「首都直下AP」という。）は「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものとなっている。

※1　第1次出動都道府県：第一次的に応援出動する都道府県。災害発生都道府県の隣接4都道府県を指定している。
※2　出動準備都道府県：第1次出動都道府県大隊では消防力が不足する場合に応援出動する都道府県。
　　災害発生都道府県に比較的近い12都道府県（第1次出動都道府県を除く）を指定している。

首都直下AP（改定前）の特徴

① 受援都道府県※3以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を投入
② 即時応援都道府県※3に対しては、首都直下APの適用と同時に統合機動部隊及び統括指揮支援隊の出動指令を行い、初動時の迅速性を確保
③ 都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な場所に進出目標となる拠点を設定

※3　受援都道府県、即時応援都道府県の詳細は3ページを参照。

首都直下APの適用基準

① 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
② ①のほか、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は首都直下APに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合

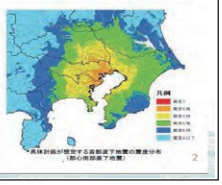

具体計画が想定する首都直下地震の震度分布（都心南部直下地震）

2

【図1　震度分布（都心南部直下地震）】

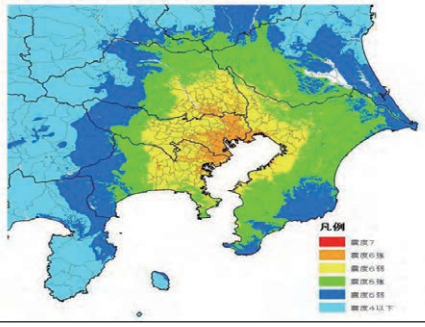

受援都道府県等の定義

● 受援都道府県（4都県）

具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう。

● 被害確認後応援都道府県（6県）

受援都道府県を除く都道府県のうち、首都直下地震緊急対策区域※を含む都道府県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）をいう。

首都直下地震では被害が想定されている地域である。

● 即時応援都道府県（37道府県）

応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。

首都直下地震では被害が想定されない地域である。

※ 首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域をいう。

3

災害に備えた訓練

・ブロック単位での訓練（6ブロックで毎年）

・全国規模の訓練（5年に1回）

訓練内容

・本部運営訓練
・部隊参集訓練
・部隊運用訓練
・部隊移動訓練
・情報収集・共有訓練
・後方支援活動訓練
・燃料補給訓練

部隊運用訓練項目

多発災害対応訓練（大規模火災消火訓練、地下街崩落事故救助訓練等）
超高層建物救助訓練、地下鉄多数傷病者救助訓練
毒劇物事故救助訓練、座屈倒壊建物救助訓練
コンビナート火災消火訓練、水難事故救助訓練
土砂災害救助訓練（土砂災害排除訓練、孤立集落救出訓練等）
車両水没救助訓練、橋梁倒壊救助訓練、トンネル崩落事故救助訓練

○次回地域ブロック合同訓練（令和２年度）

	開催地	実施日	構成都道府県
北海道東北	宮城県	令和2年10月3日（土）～令和2年10月4日（日）	北海道・青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県・新潟県
関　東	東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、訓練を実施しません。		茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県 東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県
中　部	愛知県	令和2年11月27日（金）～令和2年11月28日（土）	富山県・石川県・福井県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近　畿	徳島県	令和2年11月7日（土）～令和2年11月8日（日）	福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県
中国・四国	山口県	令和2年11月14日（土）～令和2年11月15日（日）	鳥取県・島根県・広島県・岡山県・山口県 徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九　州	熊本県	令和2年10月31日（土）～令和2年11月1日（日）	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

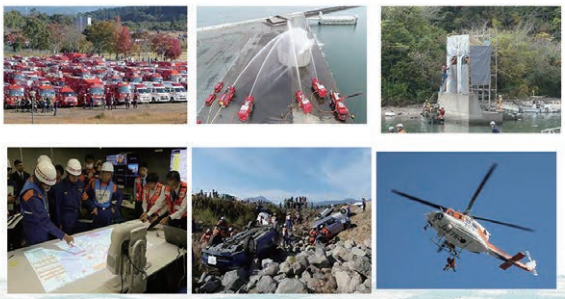

緊急消防援助隊
National Fire Service Team for Disaster Response

土浦市消防団へ防災活動協力金授与